

クシー株式 会社	町四一四一	アステーション 中東和	町二〇八一		七月一日
有限会社ホ ームヘルパ ーステーシ ョン絆	橿原市中曾 司町二六九 一三七	居宅介護支 援センター 絆	橿原市中曾 司町二六九 一三七	居宅介護支援事 業	平成十六年 七月一日

奈良県告示第二百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

介護機関の名称又は氏 名	介護機関の所在地又は 住所	施設又は居宅サ ービスの種類	指定年月日
医療法人八甲会潮田病 院	吉野郡吉野町上市二二 三五	居宅療養管理指 導、短期入所療 養介護、居宅介 護支援事業	平成十六年六月 一日
誠齒科・小児歯科	橿原市木原町二三〇一	居宅療養管理指 導	平成十六年六月 十八日
回生堂薬局	御所市東松本一二六一 四	居宅療養管理指 導	平成十六年七月 一日
浦崎歯科医院	天理市杉本町二九〇一	訪問看護、訪問	平成十六年七月

四	リハビリテーシ ョン、居宅療養 管理指導	一日
---	----------------------------	----

奈良県告示第二百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

施術者の氏名及び住所	施術所の名称及び所在地	指定年月日
市嶋 直人 生駒市白庭台三一七一 二	杉ヶ町整骨院 奈良市杉ヶ町三三三 三	平成十六年六月十八日
宿里 敏彦 吉野郡大淀町北野一九一 三	宿里鍼灸接骨院 吉野郡大淀町北野一九一 二	平成十六年六月三十日
宿里 真紀子 吉野郡大淀町北野一九一 三	宿里鍼灸接骨院 吉野郡大淀町北野一九一 二	平成十六年六月三十日

奈良県告示第二百二十七号

奈良県青少年の健全育成に関する条例（昭和五十一年十二月奈良県条例第十三号）第二十一条第一項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

指定番号	一	二
図書類の種類	雑誌	雑誌
図書類の名称	ブブカ 八月号	DOS/V USE R DELUXE 八月号
発行年月日	平成十六年八月一日	平成十六年八月二日
発行所等	株式会社コア マガジン	株式会社宝島社
指定理由	青少年の性的感情を刺激し、青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。	

奈良県告示第二百二十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

名称	山本胃腸科小児科
所在地	五條市今井二二二二一
指定年月日	平成十六年五月十六日

奈良県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新町土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

- 一 退任役員の役名、氏名及び住所
- 理事 花内 敏雄 北葛城郡新庄町大字新町一七三
- 〃 島田 東一 〃 八四
- 〃 西内 博史 〃 六九
- 〃 森岡 偉晃 〃 四六一七
- 〃 花内 一夫 〃 五一一一
- 〃 谷原 茂生 〃 九三
- 〃 堀内 和光 〃 七三一一
- 二 就任役員の役名、氏名及び住所
- 理事 尾関 靖彦 北葛城郡新庄町大字新町四六
- 〃 宮西 清 〃 三八一三
- 〃 岡本 賀英 〃 一三一
- 〃 谷原 真人 〃 一九四一一
- 〃 堀内 隆教 〃 一一七一二
- 〃 堀内 敏雄 〃 一一七一三
- 〃 堀内 和光 〃 七三一一

奈良県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十六年七月二十日次の表の上欄の者の申請に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

申請者	大和平野土地改良区 理事長 西川 美保	事業計画	大和平野土地改良区営土 地改良事業（水と農地活 用促進事業）	縦覧期間及び場所	平成十六年七月二十八日から同年 八月十六日まで 上牧町役場
-----	------------------------	------	--------------------------------------	----------	-------------------------------------

奈良県告示第二百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、平成十六年七月二十日鴨神土地改良区の解散を認可した。
平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

奈良県告示第二百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、都祁村から次の地域について換地処分をした旨、届出があった。
平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿本善也

地域 県単独土地改良事業 上深川地区

公 告

ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和五十三年三月奈良県条例第二十八号。以下「条例」という。）第七条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。
平成十六年七月二十七日

一 試験の日時及び場所

1 日時 学科試験 平成十六年十一月十九日（金曜日）午前十時から

奈良県知事 柿本善也

実地試験 平成十六年十一月二十五日（木曜日）午前九時から

- 2 場所 学科試験 奈良県中小企業会館
実地試験 奈良調理短期大学校

二 試験科目

- 1 学科試験
 - (一) ふぐに関する衛生法規
 - (二) ふぐに関する食品衛生学

2 実地試験

- (一) ふぐの種類及び臓器の鑑別
 - (二) ふぐの処理に関する実技
- 三 受験願書の提出期間、提出先及び提出方法

1 提出期間

平成十六年十月十二日（火曜日）から同月二十二日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

2 提出先

(一) 現に県内においてふぐの処理に従事している者又は県内に住所を有している者は、そのふぐの処理に従事する施設の所在地又は住所を管轄する次に掲げる保健所の長へ提出してください。

受付場所	所在地	管轄区域
奈良県葛城保健所	大和高田市大中九八の四	大和高田市、御所市、香芝市、及び北葛城郡
奈良県桜井保健所	桜井市栗殿一〇〇〇	橿原市、桜井市、高市郡、磯城郡及び宇陀郡
奈良県山保保健所	大和郡山市植槻町三の一六	大和郡山市、天理市、生駒市、添上郡、山辺郡及び生駒郡

奈良県吉野保健所	吉野郡下市町新住一五の三	吉野郡大淀町、下市町、吉野町、東吉野村、天川村、黒滝村、川上村、上北山村及び下北山村
奈良県内吉野保健所	五條市本町三のの一三	五條市、吉野郡西吉野村、大塔村、十津川村及び野迫川村
奈良市保健所	奈良市西木辻町二〇〇の四六	奈良市

- (二) 現に県内においてふぐの処理に従事していない者であつて県内に住所地を有していないものは、奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課（奈良市登大路町三〇番地）に提出してください。
- 3 提出方法
受験者が直接持参してください。
- 4 受験資格
条例第八条の規定による資格がある者
- 5 提出書類
1 受験願書 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例施行規則（昭和五十三年三月奈良県規則第五十二号）第五号様式によるもの
- 2 添付書類
(一) 履歴書
(二) 受験資格を証明する書類
(三) 写真（出願前三月以内に撮影した縦三センチメートル、横二・五センチメートルの無帽、かつ、正面上半身のもの）二枚
- 6 受験手数料
六千三百円（奈良県収入証紙を受験願書にはり付けて納付してください。）

- 七 受験票の交付等
1 受験願書を受理したときは、受験票を本人に交付します。
2 受験票のある者だけが、試験場に入ることができます。
 - 八 合格発表
平成十六年十二月十日（金曜日）午前九時に県庁前掲示場及び受験願書を受け付けた保健所に合格者の受験番号を掲示するとともに、本人に通知します。
 - 九 合格証の交付
合格者には、合格証を交付します。
 - 十 その他
この試験についての問い合わせは、奈良県福祉部健康安全局食品・生活安全課、奈良県葛城保健所、奈良県桜井保健所、奈良県郡山保健所、奈良県吉野保健所、奈良県内吉野保健所及び奈良市保健所において受け付けます。
- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、次のとおり公告します。
- なお、定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び収支予算書は、奈良県生活環境部県民生活課において縦覧に供します。
- 平成十六年七月二十七日
- 奈良県知事 柿 本 善 也
- 一 申請のあった年月日
平成十六年六月二十八日
 - 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人奈良環境カウンセラー協会
 - 三 代表者の氏名
赤根 晴雄
 - 四 主たる事務所の所在地
北葛城郡新庄町大字疋田一四七番地七九
 - 五 定款に記載された目的
この法人は、奈良県の環境を保全するため、市民、団体、事業者、行政等の環境保全活動を支援すると共に、環境問題解決への行動をリードすることにより、環境保全

活動の推進を図ることを目的とする。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十六年七月二十七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 許可番号

平成十六年五月十九日第七二一一四六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年七月十六日第六〇六五号

三 開発区域に含まれる地域

宇陀郡榛原町萩原一九一九番地ノ一及び萩原元玉小西一九四四番地ノ一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

宇陀郡榛原町萩原一二七〇番地
堂本稔

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。